

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (その他の子育て世帯分)の要申請者の申請方法等について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(その他の子育て世帯分)を支給します。

下記の支給要件に該当する方が給付金を受け取るには申請が必要となりますので、必要書類をご用意いただき、子ども家庭課子育て係までご提出ください。なお、「ひとり親世帯分」と重複して受け取ることはできません。

▼申請が必要な方の支給要件＝

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、**未申告だった令和2年中の収入状況(令和3年度の住民税申告)**を申告されて、**新たに令和3年度分の住民税均等割が非課税**となった方
- ② ①のほか、対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満(障がい児については20歳未満)の子※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象)を養育している方で、以下のいずれかに該当する方

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にある(※)と認められる方(家計急変者)
- ※家計中心者の「令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12か月」の額が下記の表を下回る場合。

<該当となる収入の目安(年収相当)>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例)夫(婦)子1人	138.0万円
3人 (例)夫婦子1人	168.3万円
4人 (例)夫婦子2人	210.0万円
5人 (例)夫婦子3人	250.0万円
6人 (例)夫婦子4人	290.0万円

注) 世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)
- ・扶養親族(16歳未満の方も含む)

▼支給額＝対象児童1人当たり一律5万円

▼必要書類＝

- ・給付金申請書
- ・申請者の本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し
- ・別居する児童の住民票(対象児童が中学卒業以降のお子さんのみで、なおかつ別居している場合)
- ★家計急変者の場合の添付書類
 - ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書
 - ・収入額が分かる書類の写し
 - ・申立書(収入が0円の場合)

申請書、各種申立書は町ホームページまたは担当窓口にてお受け取りください。

▼申請期限＝令和4年2月28日まで

※町ホームページ
該当ページはこちら



▼問い合わせ先＝子ども家庭課 子育て係 ☎569130

上下水道料金は便利な口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、口座振替または納入通知書によるお支払いの2種類があります。

口座振替の場合、金融機関等に出向いて支払う必要がなく、支払い忘れを防ぐことができます。たいへん便利ですので、ぜひご利用ください。

口座振替の申込みは、町上下水道課窓口や取扱金融機関で手続きができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

～水道料金の未納対策(給水停止)を実施しています～

水道事業は皆様にお支払いいただいている水道料金をもとに運営しています。

正しく納めていただいている方との公平性を保つため、町では水道料金の未納者に対し、給水の停止を実施しています。

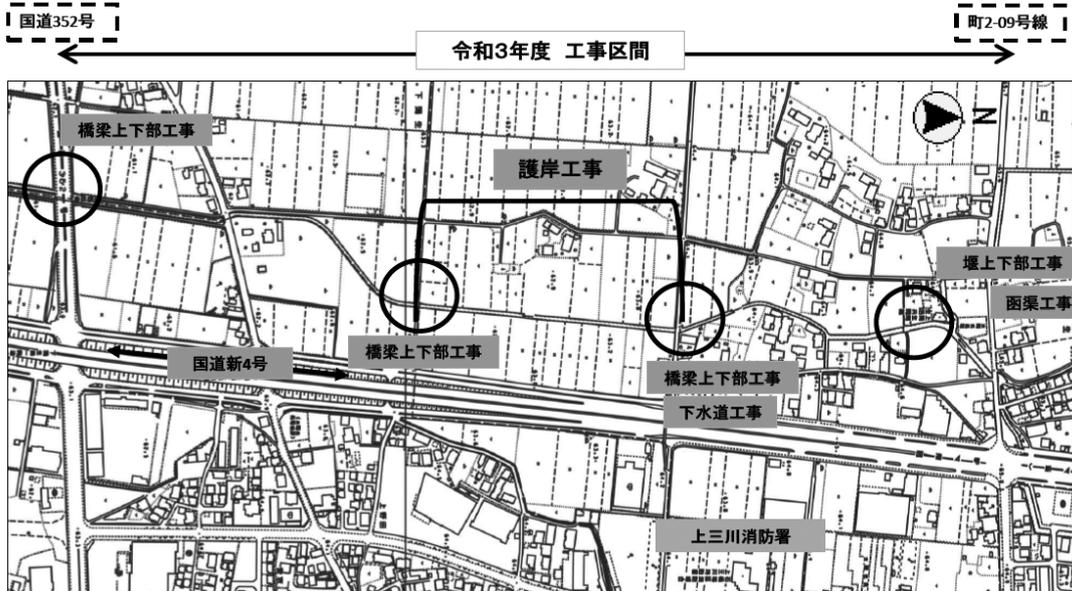
水道事業の健全運営のため、水道料金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

水道料金業務の流れ

メーター検針	毎月 5～15日頃	※土日祝日の場合は翌営業日になります。 ※口座振替日の前日までに、通帳残高の確認をお願いします。なお、口座振替ができなかった場合、その月の25日に再振替します。
納付書発送	毎月 25日頃	
口座振替	翌月 7日※	
納期限	翌月 10日※	

▼問い合わせ先＝上下水道課 上水道業務係 ☎9168

武名瀬川河川改修工事のお知らせ



令和3年度、上記の工事区間において複数の工事を行います。
工事の開始時期や通行止め等の交通規制については、現地看板または右記のQRコードにてご確認ください。



▼問い合わせ先＝栃木県宇都宮土木事務所 整備部整備第三課 ☎028(626)3166
武名瀬川安全協議会 代表：(株)カクタ技建 ☎0285(53)0699